

仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付要綱

(令和8年3月31日こども若者局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、養育費に関する取り決めの促進及びその履行確保を図るため、ひとり親家庭の母又は父、その他これらに代わって児童（20歳未満の者に限る。以下同じ。）を養育する者（以下「養育者」という。）が、弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条の規定に基づき設立された弁護士会(以下「弁護士会」という。)又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条による認証を受けた者(以下「ADR事業者」という。)の実施する裁判外紛争解決手続(オンラインによるものを含む。以下「ADR」という。)を利用する際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であること。ただし、事実上婚姻関係にある者は除く。
 - (2) 市内に住所を有し、かつ居住していること
 - (3) ADRを利用して養育費の取り決めを行い、その費用を令和8年4月1日以降に負担していること
 - (4) 同一の児童について、本補助金その他同種類の補助金の交付を受けていないこと
 - (5) 市税の滞納がないこと
 - (6) 暴力団等と関係を有していないこと
- 2 前項第5号の適用に当たり、納期限後に未納となっている市税がある場合であっても、地方税法に基づく徴収猶予又は分割納付が認められているときは、同号の要件を満たすものとみなす。

(市税の滞納状況の確認)

第3条 前条第1項第5号に規定する要件の確認は、申請者の同意を得て市長が市税の納税状況を調査することにより行う。ただし、申請者が市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りではない。

- 2 前項の証明書が提出できない場合は、次のいずれかの書類を提出することができる。
- (1) 納税証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)及び未納額に関する「徴収の猶予許可通知書」、「換価の猶予許可通知書」又は「納付計画書」
 - (2) 徴収猶予、換価猶予又は分割納付を受けている旨が記載された納税証明書(申請日

前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)

(市税の範囲)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する市税とは、次に掲げるものとする。

- (1) 個人の市民税 (普通徴収に限る。)
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税 (種別割)
- (4) 都市計画税

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、ADRの利用に要する経費のうち、養育費の取り決めについて協議が行われた調停の申立手数料、依頼料及び調停期日手数料とする。ただし、弁護士会又はADR事業者が用意する場所以外で調停を行う場合の賃借料、交通費その他実費及び成立手数料は対象外とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、前条に定める経費と 4 万 4 千円を比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請は、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続 (ADR) 費用補助金交付申請書 (様式第 1 号。以下「交付申請書」という。) に次の各号に掲げる書類を添付し、ADRにより養育費の取り決めを行った日又はADRが終了した日から 1 年以内に市長に提出するものとする。ただし、市が公簿等により確認できる場合は、第 1 号 (児童扶養手当の支給を受けている場合に限る。) 及び第 2 号の添付書類を省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し又は申請者及び児童の戸籍の全部事項証明書
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者 (当該申請者の民法第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものを含む。) の住民票の写し
- (3) 補助対象経費の領収書等 (クレジットカード払いの場合は利用明細等)
- (4) ADR の利用内容が分かる契約書等の写し
- (5) 養育費の取り決めに関する調停調書、公正証書、協議書、合意書等 ADR 手続が終了したことがわかる書面の写し
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第 8 条 市長は、交付申請書が到達してから (申請内容を補正するための期間は除く) 30

日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、補助金交付の可否及び額を決定し、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 補助金を不交付とする場合は、理由を付した、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定通知があった日から30日以内に、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付申請取下書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 第8条第1項に規定する交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けるため、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、仙台市養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により理由を付して通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助金の額を減額決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。